

令和 8 年度「青少年のよい行いをほめたたえる活動」推薦要領

1 推薦書作成上の注意事項について

- (1) 被推薦者の氏名は当地区対で顕彰することとなった場合、顕彰状にそのまま記載しますので、間違いのないよう確認のうえ楷書で、はっきり書いてください。
- (2) 推薦理由は必ず記載し、具体的な内容を書いてください。
- (3) 被推薦者の氏名・学年又は住所・推薦基準(善行の種別)に規定する番号等、記載もれのないようにしてください。
- (4) 団体顕彰の対象となるのは、2 名以上です。
- (5) 同一の善行内容(事業、人員など)で他の地区対に推薦又は推薦予定の案件は西新井地区対には推薦できません。
- (6) 個人顕彰の推薦(人命救助等の顕著な善行を除く)は、各推薦者一事象までとします。

2 推薦対象者(団体)の年齢・居住(所在)地

推薦対象者(団体)は、下記の「対象年齢」に該当し、かつ下記の「居住地域等」に居住、通学、通勤する青少年。

○対象年齢

- (1) 児童・生徒等の場合、小学生から高校生まで(未就学児は対象外です)
- (2) 社会人の場合、対象年度末現在で18歳以下

○居住地域等

- (1) 西新井地区管内の地域

3 推薦対象期間

各年度の推薦の対象となる行為を行った期間は、以下のとおりとします。

○推薦対象期間の始期 前年度の推薦期限日の翌日から。(令和7年12月6日)

○推薦対象期間の終期 本年度の推薦期限日まで。(令和8年12月4日)

4 推薦対象行為の範囲

- (1) 実施要領第3条に定める行為とします。
- (2) 学校行事や教育活動の一環としての善行行為は推薦対象外とします。
- (3) ただし、小学生の学校行事や委員会活動などの教育活動の一環としての善行行為は、地域とのかかわりがある対外的な活動であれば推薦対象とします。

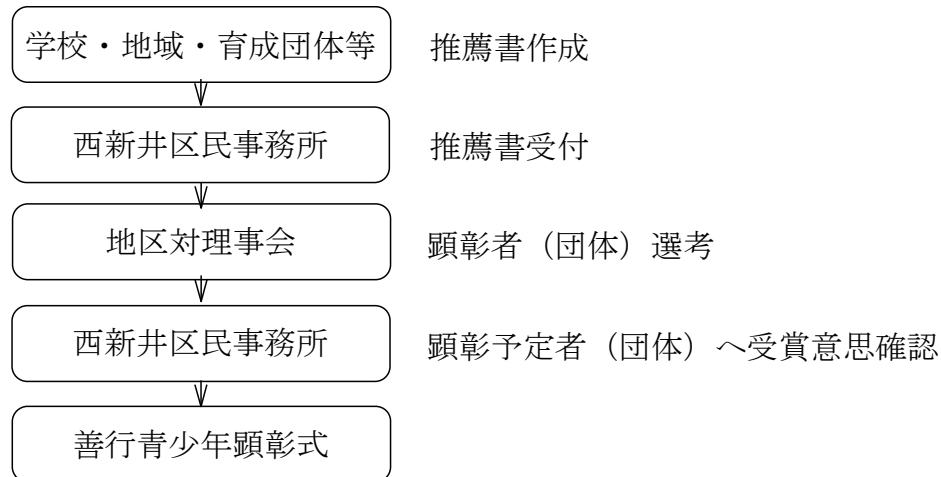
5 推薦期限

令和8年12月4日です。期限を厳守してください。

6 選考方法

- (1) 推薦された青少年(団体)の中から、当地区対の事業実行委員会・理事会を経て決定します。

○推薦から顕彰までの流れ



- (2) 当地区対の理事会が、必要に応じ推薦者に対して推薦理由の説明を求めた場合は、協力をお願いします。

7 顕彰方法

- (1) 顕彰授賞式を開催し、受賞者に善行賞状と記念品を授与します。
- (2) 受賞予定者には、事前に推薦者を通じ（又は直接）受賞の意志を確認の上、授与式の通知をします。
- (3) 個人顕彰受賞者は、顕彰式関連資料及び西新井地区対に学校名、学年、氏名を掲載し、広く周知します。
- (4) 受賞者は、必ず授与式に出席してください。正当な理由なく授与式を欠席すると、顕彰を取り消す場合があります。

8 顕彰授与式

今年度は、令和9年2月14日(日)の午後実施予定です。

9 推薦書提出及び問合せ先

西新井区民事務所(青少年対策西新井地区委員会事務局)地区対担当 齊藤
電話03(3890)4331 FAX03(5691)7918